

平成 28 年度飯綱町社会福祉協議会事業計画

飯綱町では平成 27 年に高齢化率が 36%となり、少子高齢化が急速に進んでいます。急激な社会構造の変化は、地域コミュニティを希薄化させ、孤立や貧困などの社会問題を深刻化させています。このような背景の中、第 2 期飯綱町地域福祉活動計画が策定されました。《「おはようと」と笑顔を交わす地域の絆》を基本理念に住みよい地域社会に向けての住民との協働による 16 項目による活動計画が立てられました。

28 年度は、この計画初年度であり、特に 4 点を重点に計画の基礎固めを行ってまいります。まず 1 点目とし、地域支えあいの中核として地区福祉推進委員（つながり隊）や民生委員の活動を支援し、それぞれの連携を強化し小地域における見守り体制の仕組みづくりを進めます。2 点目は、住民が活躍できる街づくりの中心としてのボランティアセンターの機能を強化します。人が集まり、情報が集まり、善意が集まる場所として、利用しやすい環境の整備を行います。3 点目は、結婚相談所の機能を更に充実させます。暮らしの中の一番小さなコミュニティは家族です。大勢の適齢期を迎えた男性・女性がいる中で人生のパートナーを見つけるための支援体制を整え積極的に支援を行います。そして 4 点目は、相談機能の強化をします。相談への対応が地域福祉の第一歩です。どんな些細な困りごとにもしっかり応えられるような組織体制の構築に努めます。

また飯綱町では、介護予防日常生活支援総合事業への本格的移行が 1 年後に迫る中、社協として生活支援コーディネーターを受託し設置いたします。今まで培ってきた地域づくりのノウハウを活かしながら、住民主体のサービスを支援するとともに、ボランティア、NPO、民間企業等のさまざまな主体が参画し、多様なサービスを提供できる体制づくりを進めてまいります。

国では国民一人ひとり、子どもや高齢者も含めた誰もが、家庭で、職場で、地域で活躍する場があり、将来の夢や希望に取り組む「一億総活躍社会」の実現を目指しています。これは社協の理念と相通じるところがあります。28 年度はすべての住民が活躍できる足がかりとなる年といたく活動を進めてまいります。

1. 法人運営

■総務企画運営

1. 総務企画力の強化
2. 発展強化計画の推進

2. 社会福祉を目的とする事業の企画・実施（単位：千円）

■総合的企画

1. ふれあい広場の企画実施（342）
2. 福祉フォーラムの企画実施（300）
3. 飯綱町地域福祉活動計画の推進
4. 地区福祉推進委員会（つながり隊）の事業推進（230）
 - ・モデル地区での推進
 - ・委員長研修会の開催

■高齢者福祉

1. 一人暮らしなど高齢者の交流事業（わらび会）の開催（80）
2. おせち料理の宅配事業（200）
3. いきいきサロンの推進（650）
4. いきいきサロン全員集合（連絡調整会）の開催（100）
5. 介護用品の斡旋販売事業

6. 福祉用具の貸出事業（車椅子）
7. 老人クラブ連合会への協力

■障害者福祉

1. 北部地区障害者自立支援協議会への協力
2. 飯綱町障害者JV会議への協力
3. 身体障害者福祉協会への協力
4. 手をつなぐ育成会への協力
5. 知的障害者等社会参加推進事業（スポーツおもしろプログラム）（120）
6. 共同募金福祉車両貸出事業（180）

■青少年健全育成及び福祉教育

1. があたく塾の開催
2. 高校生ボランティアへの協力
3. 各校の総合的学習の授業への協力
4. 福祉普及校の指定（小学校 4 校・中学校 1 校・高校 1 校）（180）
5. 幼児・児童・生徒との各種交流の促進

■その他

1. 災害援護事業（災害救援体制の整備）
2. 日本赤十字社事業への協力
3. 日赤奉仕団活動への支援
4. 環境活動への支援
5. 戦没者追悼式への協力
6. 遺族会への協力
7. NPOの支援
8. 町内福祉施設及び事業者との積極的関係の構築
9. 特定目的の寄付について、その趣旨の沿った事業の実施

3. 福祉に関する活動への住民参加のための援助

1. ボランティア活動・市民活動等への相談コーディネート活動
2. 地域防災・救援活動の推進
3. 有償福祉サービスの研究及び実施
4. 地区懇談会等の開催
5. 広報紙（ふれあいぼけっと）による情報の提供（720）

4. 福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

1. 介護サービス提供等に関する調査
2. 各種ニーズ調査
3. 広報紙の発行
4. ホームページによる情報の提供
5. 地域協働による地域福祉推進活動への助成（680）

5. ボランティア及び町民活動の振興（福祉人材育成）

1. ボランティアセンターの運営
2. 各種ボランティア活動への支援
3. ボランティア養成講座（ボランティアスクール）の開催
4. ボランティアステップアップ講座の開催
5. ボランティア連絡会への活動支援（250）
6. 先進地・他施設等の交流視察研修
7. ボランティアセンター運営委員会の開催（96）

6. 保健、医療、社会教育と関連する事業との連絡

1. 医療と介護の調整会議等への参加
2. 民生委員会への出席
3. 公民館事業への協力

7. 共同募金事業への協力

- 1 世帯1,000円（目標）の共同募金の実施

8. 居宅介護支援事業

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、適切なサービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

基本サービス

1. 要支援者・要介護者の身体の状態を踏まえ、本人並びに家族の意向を尊重した保健・医療・福祉サービスの提供に向けた居宅サービス計画の作成
2. 介護予防支援業務受託
3. 住宅改修、福祉用具についての相談、斡旋
4. 介護相談、助言事業

重点目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療機関や介護サービス事業所及びインフォーマルサービスと、チームケアとして連携を図っていく体制を構築する。

提供時間

月～金曜日(但し、祝祭日は除く) 午前8時30分～午後17時30分

9. 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣事業）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視した支援をする。

基本サービス

○身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体の清拭・歯磨きの介助・足浴等
2. 食事の介助・服薬の介助等
3. 着替えの介助
4. 排泄の介助、オムツの交換等
5. 移動の介助・通院の付き添い等
6. その他身体の介護に関すること

○生活支援に関すること（利用者のみで家族との共有部分が行えない。）

1. 買い物・調理
2. 掃除・洗濯等
3. その他日常生活で必要なこと（但し障子貼りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）

○相談に関すること

重点目標

重度な要介護状態となっても、住み慣れた自宅で利用者が思い描いた暮らしが送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けてサービスの検討をし、その一翼を担う。

関係機関と情報の共有と連携に努め、共通の視点でケアサービスが提供できるようにする。

提供時間

365日 午前6時～午後22時

10. 通所介護事業（飯綱町デイサービスセンター「ふれあいの園」）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

中重度の利用者を受け入れる体制を作り、自立支援、在宅支援、生活機能支援ができるよう、働きかけていく。過剰介護を予防し、生活機能を改善するために送迎から送迎までのすべてを機能訓練としていく。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前6：30～午後8：30までの、最大14時間まで利用可能）

利用定員

1日 40名

サテライト事業所 **りんごパーク**

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.相談・助言

重点目標

パワーリハビリテーションのマシントレーニングを中心とした運動プログラムにより、要支援者等の介護予防、転倒予防また自立支援を行う。加えて居宅での暮らしにも目を向け「日常生活動作」だけでなく「手段的日常生活動作」にも着目し、できる限り自立した生活が送れるよう支援する。

サービス提供時間

月～土曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

① 午前9時00分～午後0時30分

② 午後1時30分～午後5時00分

利用定員

1単位 10名

11. 通所介護事業（むれデイサービスセンター）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の

身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

リハビリマシンを活用し、心身機能の向上で自分らしく、いきいきと過ごしていただくケアを目指す。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前6：30～午後8：30までの、最大14時間まで利用可能）

利用定員

1日 45名

12.通所介護事業（さみずの郷）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

利用者を尊敬し共感をもって関わることにより、日々の体調や思いに気づき個々に寄り添い支援する。自分で出来る事を増やしていけるデイサービスへ。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前6：30～午後8：30までの、最大14時間まで利用可能）

利用定員

1日 14名

13.認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム「わが家」）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、家庭的な雰囲気の中でその有する能力に応じ日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の不安解消と心身の機能維持ならびに家族の心身の負担軽減

減に努める。

基本サービス

1. 身体の介護
2. 精神的支援
3. 日常生活の支援

重点目標

職員一人一人が専門職として、入居者一人一人の「人」と「病気」に寄り添うケアができるように、知識と技術を身につける。また、「安心」「安全」に生活していただくために、職員が連携しながら危険予知を行い事故防止に努める。加えて、地域住民、ご家族に必要とされる施設運営を行う。

入居定員

18名（1ユニット9名×2ユニット）

年間行事等

家庭で行われる年中行事
簡単な農作業等

付随する事業

短期生活共同生活介護事業（入居定員を超えない範囲で最大2名）
共用型認知症対応型共同生活介護（最大6名）

14.障害者居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

基本方針

障害者（児）の居宅における生活の質の確保を重視した支援をし、自立と社会参加を図る。

基本サービス

○身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体の清拭・歯磨きの介助・足浴等
2. 食事の介助・服薬の介助等
3. 着替えの介助
4. 排泄の介助、オムツの交換等
5. 移動の介助・通院の付き添い等
6. その他身体の介護に関すること

○生活支援に関すること（利用者のみで家族との共有部分には行えない。）

1. 買い物・調理
2. 掃除・洗濯等
3. その他日常生活で必要なこと（但し障子張りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）

○相談に関すること

重点目標目

地域で暮らす障がい者（児）のニーズが多様化してきている中で、そのニーズに答えられるように、関係機関と連携をとりながらサービス提供体制の整備をする。また、生活の質の向上に向け、職員一人一人のスキルアップを図る。

提供時間

365日 午前6時～午後10時

15.障害者基準該当生活介護・自立訓練事業（ふれあいの園・むれデイ）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の

援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたっていても個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時

16.障害児基準該当放課後等デイサービス事業（ふれあいの園）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が社会との交流を図ることができるよう、個々の身体および精神の状況並びに置かれている環境に応じて、日常生活上の援助を行う。また、その家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.送迎サービス
- 4.入浴サービス
- 5.食事サービス
- 6.相談・助言

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたっていても個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時
1日 2名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・お楽しみ昼食

17.介護予防地域支援事業及び飯綱町委託事業

配食サービス

食事サービスが必要な人に対し、月～日曜日の朝昼夕の3食を提供
利用料 500円（おかずのみ450円）

家族介護支援事業

老いの支度講座の開催
新規介護認定介護者説明会（4回/年）
在宅介護教室
介護者交流事業

認知症カフェ（12回/年）
在宅介護者リフレッシュ事業
日帰り小旅行
生活支援コーディネーター事業
要支援・高齢者世帯訪問ニーズ調査
ニーズと地域資源表作成
不足するサービスの開発
生活支援・介護予防サービス担い手養成講座、ステップアップ講座
サービス会議（協議体）の企画実施
結婚相談所運営事業
相談所拠点整備
相談支援体制拡充
新しい総合事業検証事業 ⑧
生活支援・介護予防サービス
生涯学習事業補佐業務
いいづな大学
介護予防支援事業（要支援認定者ケアプラン）
介護予防事業（パワーリハビリテーション）
認知症高齢者やすらぎ支援事業
成年後見制度普及啓発事業

18.福祉移送サービス事業

概ね、車椅子利用者に対し、月～土曜日 午前9時～午後4時まで実施
利用料 町内1回300円、町外1kmつき50円

19.福祉サービス利用援助事業

- 1.日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- 2.日常金銭管理事業
- 3.第三者委員会の運営
- 4.生活困窮者つなぎ資金（300）

20.その他

生活福祉資金の貸付業務